

旭川市子ども・子育て審議会
平成29年度第3回就学前教育及び保育についての
各種基準の見直しに関する専門部会議事録

- 1 日時 平成29年11月17日(金) 18:30~20:30
- 2 場所 旭川市役所第二庁舎3階 健康相談室
- 3 出席委員 佐々木委員, 佐藤委員, 武田委員, 藤原委員, 宮崎委員(50音順)
(欠席委員) なし
- 4 事務局 子育て支援部
こども育成課 飯森課長, 金主幹
こども育成係 田上係長
保育給付係 上田係長, 乙坂主査
こども事業係 工藤係長, 新井主査, 片岡
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【議事】

(1) 調査審議

① 特別支援保育事業の見直しについて

※事務局より資料1に基づき, 見直しの内容について説明

- (委員) 小学校と保育所の特別支援の児童の割合から潜在的に保育所に支援を要する児童が多数在籍していると思われる, 保育士の負担感に繋がっていることが懸念される。加配をすることは保育士の負担軽減につながり賛成である。特別支援の認定を受けていない支援を要する児童が一人でもいるとそちらに手を取られてしまい, クラス全体の保育に支障をきたす場合もある。
- (委員) 新たな取組は, 特別支援保育事業を実施している施設のみが対象となるのか。
- (事務局) 特別支援保育事業の実施の有無に関わらず, 保育所及び認定こども園を対象とすることで考えている。新たな取組では対象年齢を3歳以上としているため, 地域型保育事業や乳児保育所は, 対象外で考えている。
- (委員) 現場で働いている保育士は, 1歳児などの早い段階から個別に支援した方がいいか推測できる。小学校との接続を見据えて, どのように保育するかなどを考え, 早い段階から対策したほうが効果的である。
- (委員) 例えば保育士配置基準を30対1ではなく, 15対1にできないものか。手厚い保育ができるのではと思う。手厚い職員配置の下, みんなで一緒に過ごすことで, 特別な支援が必要な児童とそうではない児童が補い合っ

学び、様々な機会と一緒に過ごすことが増えると良いと思う。

（委員） 旭川市では財政的に厳しい中、支援が必要な児童への保育士加配をしてくれるのは良い話だ。子どもや家庭の状況に追いついていないのが今の制度である。手厚い支援で、よりよい環境で、特別な支援が必要な児童も、必要でない児童も一緒に学び育ってほしい。基本的な考え方としてはよいと思う。

（委員） 小中学校に進むにつれ、特別支援教育でその児童に合った教育の場が提供されていくが、特別支援の児童とそれ以外の児童の距離が開いていく。せめて小学校就学前までは、一緒に遊んだり学んだりすることが必要と考えており、只今の委員の発言に賛成である。課題としては、特別支援保育の場合は保護者同意があるが、同意がない場合にどのように療育につなげるのかということである。

（委員） 手続きに関する資料は資料2である。資料1はおおむね賛成をいただいているのではないだろうかと思う。

（委員） 資料1の「保育士等」には子育て支援員も含まれるのか。

（事務局） 新たな加配職員は、保育士や保育教諭を想定しており、子育て支援員は想定していない。

※「特別支援保育事業の見直しについて」は、事務局案のとおりとする。

②特別支援認定の手続きについて

※事務局より資料2に基づき、手続きの内容について説明

（委員） 保護者の同意を得られない場合、その児童は支援を受けられないということか。同意がなくても全体状況からみて加配はあるか。

（事務局） 保育士を加配した後の療育への繋ぎや小学校への接続を考えた場合には、個人情報提供の観点からやはり保護者同意が必要と考えているが、保護者同意が得られない場合でも、クラスの保育の状況に応じて加配が必要と判断されれば、加配していきたいと考えている。支援を必要とする児童への加配は、その児童だけではなく、他の児童にも良い影響がある。保護者同意が得られず保育士加配した場合であっても、引き続き保護者同意へ向けた働きかけを行っていただき、療育等につなげていくことが必要と考えている。

（委員） 保護者の同意が得られない場合に、施設からアセスメントシートを提出させることについて、市へ個人情報を提供することについて、問題はないのか。

- (委員) 私の園では、特別支援保育を実施しているので、児童の心身の状況について、市に情報提供する同意を得ているが、他の施設がどうなっているかは分からない。
- (委員) 保育観察の前段階で、巡回相談をうまく活用して保護者同意を得ていけないものか。
- (委員) 芽室町では、手厚い保育を行っており、こうした理由かもしれないが人口に比べて子どもが多いと感じる。思い切って、一律10人の子供に1人の保育士配置はできないだろうか。
- (委員) 保護者が家庭で見ているのは子どもが一人の時の姿であるが、施設側で問題意識を持つのは、集団の中での子どもの姿である。家庭で見ている児童の状況と異なるため、施設と保護者で共通認識を持つのが難しい。
- (委員) 子どもを見る時、関係性の中で捉えていくことが必要であり、母、友達、先生、いろいろな関係性がある中でその子どもがあるという全体像をどのようにつかんでいくかという視点が必要と思う。その全体像を保護者に見せていくことを施設に求めていくのが難しいと感じている。新たな取組自体は非常に良い制度と感じているが、手続きが煩雑なので難しい。
- (委員) 保護者同意に一定の経過期間を設けてはどうか。いきなり支援が必要と言われた場合、保護者と施設の関係性が壊れる可能性もある。
- (委員) 保護者には子供の成長につながっていくという方向性で理解をしてもらう必要があるが、なかなか難しいところがある。保護者同意を得ずアセスメントシートを市へ提供することは難しいのではないだろうか。どの子どもが支援を要するかを特定しない中で、クラス全体の保育状況を見た中で加配をつけるという判断はできないだろうか。
- (委員) 方法としては、あると考えられるが、将来的に療育等につなげるなど、保護者の同意を得て支援につなげていきたいと考えている。
- (委員) 保護者同意が得られない場合、アセスメントシートは提出させず、クラス全体の観察を行い、加配するという判断はできないだろうか。加配した上で、様々な形で保護者に働きかけていくことはできないか。
- (委員) 問題解決の優先順位として、支援が必要な子どもへ個別の対応ができなかったり、クラス全体の活動を止めたりすることが改善されることが最優先課題と思っている。次のステップとして、療育へとつなげることが考えられる。保護者同意が得られなければ、個人情報を提供できないため、市の保育観察でアセスメントできないか。
- (委員) 児童を特定して認定するのではなく、クラス全体を見て加配し、子ども達の置かれている状況を良くしていく視点があってもよいのではないか。
- (事務局) そのような考え方もあると思うが、その先の療育等への繋ぎも必要と考

えており、一定期間猶予を見ながら、市の保育士等といった専門職のスキルアップにも取り組んで行ければいいと思う。

(委員) アセスメントシートはとる方が良いだろうか。

(委員) アセスメントシートをとらずに、クラス全体を観察し、適切に判断できるだろうか。特別支援保育の対象児童がいる場合、既に保育士加配されている。

(事務局) 特別支援保育の対象児童は、市で把握している。

(委員) そうであれば、保護者の同意が得られない場合でも、保育観察を行う際にアセスメントを取っていけるのではないか。

(委員) 保育の実情が適正になるようにした上で、療育へとつなげるならば取り組みやすいが、やはり全部ワンセットで進めるとなると大変である。

(委員) 保育士加配や療育への繋ぎなどをワンセットで進めるのが理想ではあるが、保育の現状の課題を解決していった上で、保護者が子どもの成長を見ていく中で気持ちが変化していくこともあると思う。

(委員) 支援が必要な児童の認定を受ける際に施設から保護者に児童の状況説明するのでは一方的な感じがするので、保護者が子どものことで困っている場合に普段からの保育士に相談できると良い。

(委員) 保育者の方々は、日頃から保護者に子どもの様子を伝え、家庭の状況を共有し、向き合おうとしているが、それでも保護者の受容が得られない場合もある。そうした時に保育士を加配することで、その児童を含めたクラスをいかに再構築するかという事業展開ができれば良い。

(事務局) 本部会でいただいた意見を受け、保護者の同意がない場合の認定方法を再度整理・検討していきたい。

(委員) 療育へつなげる道の一つとして巡回相談が考えられるが、保護者同意により保育所等が依頼した上での巡回ではなく、保護者同意の有無に関わらず市が自主的に子どもの成長・発達の状況を確認し、療育等について保護者と相談するといった巡回相談を実施するよう次世代育成行動計画策定の際に提案してきたが、保護者同意が前提に変わってきたので、今後の巡回相談のあり方を再検討いただきたい。

(委員) 巡回相談がそのような形で機能していけば、巡回相談の中で保育観察を行い、加配認定できる可能性も出てくると思う。本部会としては、保護者同意がない場合の認定方法について再検討していただきたいと考えている。

(委員) 個人的な意見だが、保護者としては、同じような子どもを持つ親同士が交流を持てると良いと思う。旭川市にはペアレントメンターなどのサークルがあるので、保護者に紹介すれば子どもの状況について受容しやすい環境になるかもしれない。ハード面だけでなくソフト面の見直しもあれば、

保護者も受け入れやすいのではないか。

※「特別支援認定の手続きについて」は、保護者同意がない場合の認定方法について事務局で再検討することとする。

③一時預かり事業（幼稚園型）の見直しについて

※事務局より資料3に基づき、見直しについて説明

（委員） 私立幼稚園が約30園あるが、一時預かり事業（幼稚園型）の特別支援児加算を受けている施設は、現在何施設あるのか。

（事務局） 約20園となっている。

（委員） 1号認定の要支援児を対象としているが、支給認定を受けていない児童は対象とならないと考えて良いか。また、要支援児の認定方法は、2号認定に準じるとあるが、資料2で議論された保護者同意の考え方も同様なのか。

（事務局） 一時預かり事業（幼稚園型）は、1号認定子どもが利用する施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園のほか、支給認定を必要としない私学助成を受ける幼稚園においても実施しており、要支援児の認定も同様に行うことで考えている。また、認定方法については、保育と教育で同様に考えており、保護者同意の考え方も同様に検討していかなくてはならないと考えている。

（委員） 保育所に比べて、加算額が少ないように感じる。

（委員） 一時預かり事業（幼稚園型）では、もともと国基準で児童一人あたり1時間100円の補助があり、保護者からも利用料を徴収しており、今回の見直しを検討している要支援児加算に係る加算額は、現行の特別支援児加算の2分の1程度の水準の加算額を想定しているとのことであるが、多いとも少ないとも言えないのではないか。

※「一時預かり事業（幼稚園型）の見直しについて」は、事務局案のとおりとする。

（2） その他

- ・資料2の保護者同意が得られない場合の認定方法については、事務局で整理した上、12月8日（金）に審議することとする。